

平成28年度 地域協議会の主な取組（案）

障害者差別に関する相談等にかかる協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う。

1回目	委員委嘱・区政モニターアンケート 等
2回目 (11月頃)	相談事例および区政モニターアンケート結果の報告 簡易版パンフレット作成に関する協議 等
3回目 (3月頃)	相談事例の報告 障害者差別解消の課題の整理と解決に向けた協議 区内事業者等への周知方法に関する協議 等

- 職員向け研修への協力等
 - 練馬区障害者地域自立支援協議会（※）権利擁護部に地域協議会実務者会議を置く
- （※）障害者障害者および障害児への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体ならびに障害者等その家族等により構成。地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

【秘密保持義務】 障害者差別解消法第19条
協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
→ 違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

平成27年度 区の実組

11月	講演会開催（練馬区障害者団体連 合会主催・区共催事業）
2月	職員向け説明会（2回）
3月	対応要領策定 啓発用パンフレット作成 区ホームページ開設

平成28年度 区の実組（予定）

4月	相談窓口の設置 新任職員向け研修
5月	事業者向け説明会（2回）
6月	管理職員向け説明会（2回）
7月	障害者施設ラリーの実施 （～11月まで）
8月	区政モニターアンケート （詳細別紙6）
8月 ～3月	簡易版啓発用パンフレット作成
12月	講演会の開催 職員向け研修